

3 7 四万十川広域流域

四万十川地域森林計画書

(四万十川森林計画区)

計画期間

自 令和 9 年 4 月 1 日

至 令和 1 9 年 3 月 3 1 日



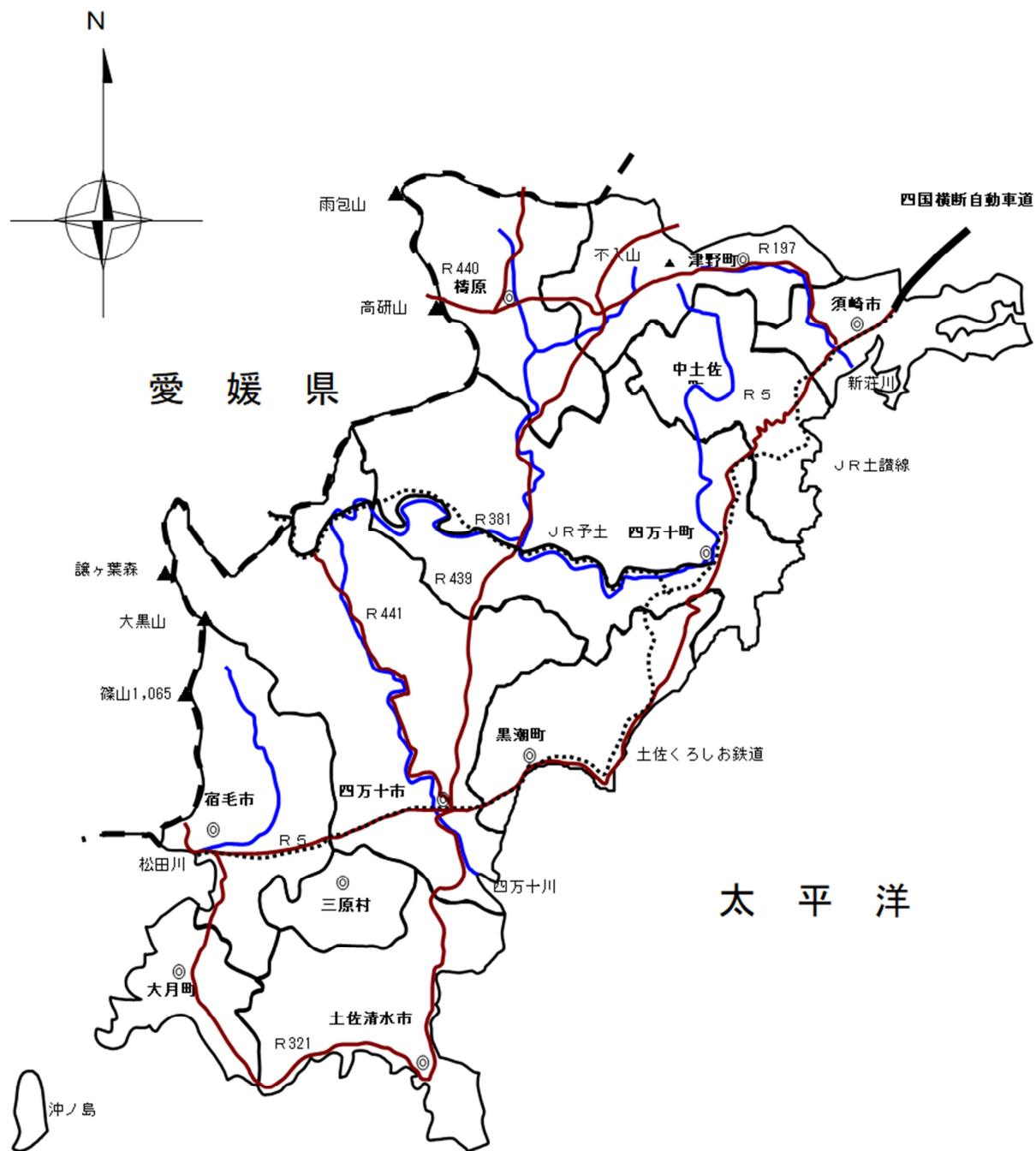
高 知 県

I	計画の大綱	1
1	森林計画区の概況	1
(1)	自然的背景	1
(2)	社会経済的背景	2
(3)	森林・林業の概要	3
2	前計画の実行結果の概要及びその評価	5
(1)	伐採立木材積	5
(2)	人工造林及び天然更新別の造林面積	5
(3)	林道の開設又は拡張	5
(4)	保安林の整備及び治山事業並びに要整備森林の整備	5
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	6
II	計画事項	7
第1	計画の対象とする森林の区域	7
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	8
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	8
(1)	森林の整備及び保全の目標	8
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	8
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	10
2	その他必要な事項	10
第3	森林の整備に関する事項	10
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	10
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	10
(2)	立木の標準伐期齢に関する指針	11
(3)	その他必要な事項	11
2	造林に関する事項	11
(1)	人工造林に関する指針	11
(2)	天然更新に関する事項	12
(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	13
(4)	その他必要な事項	13
3	間伐及び保育に関する事項	14
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	14
(2)	保育の標準的な方法に関する指針	15
(3)	その他必要な事項	15
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	15
(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における森林施業の方法に関する指針	15
(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針	16
(3)	その他必要な事項	16
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	17

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	17
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	17
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	17
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	17
(5) 林産物の搬出方法等	18
(6) その他必要な事項	18
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	18
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針	18
(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針	18
(3) 特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準及び当該区域内における施業の方法に係る指針	18
(4) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	18
(5) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	19
(6) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	19
(7) その他必要な事項	20
第4 森林の保全に関する事項	20
1 森林の土地の保全に関する事項	20
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	20
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	20
(3) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項	20
(4) その他必要な事項	20
2 保安施設に関する事項	20
(1) 保安林の整備に関する指針	20
(2) 保安施設地区の指定に関する指針	21
(3) 治山事業の実施に関する事項	21
(4) 特定保安林の整備に関する事項	21
(5) その他必要な事項	21
3 鳥獣害の防止に関する事項	21
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	21
(2) その他必要な事項	21
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	22
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	22
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	22
(3) 林野火災の予防の方針	22
(4) その他必要な事項	22

第5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	22
	(1) 保健機能森林の区域の基準	22
	(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	22
第6	計画量等	24
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	24
2	森林施業面積等	24
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	24
4	林道の開設及び拡張に関する計画	24
5	保安林整備及び治山事業に関する計画	25
	(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	25
	(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	27
	(3) 実施すべき治山事業の数量	27
6	要整備森林の所在及び面積並びに実施すべき施業の方法及び時期	27
第7	その他必要な事項	28
1	保安林その他制限林の施業方法	28
	(1) 法令により施業について制限を受けている森林の所在及び面積	28
	(2) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	38
2	その他必要な事項	40
別表	林道の開設及び拡張に関する計画	41

四万十川森林計画区の概要図



凡 例	
山 岳	▲
河 川	—
鉄 道	
道 路	—
都道府県界	- - -
市町村役場	◎

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 自然的背景

全国森林計画の四万十川広域流域に属している本計画区は、県の西部に位置し、西部は四国山地によって愛媛県と界し、南部は太平洋に面した変化に富む海岸線を境とし、北部は四国山地の南面の四国カルストを境としています。

須崎市の横浪半島より宿毛市松田川河口に及ぶ海岸部の海洋性森林は、足摺宇和海国立公園並びに横浪、須崎湾及び興津等の県立自然公園に指定されています。

ア 気 候

気候は、平均気温16.5℃、年最高気温の平均36.1℃、年最低気温の平均マイナス3.7℃、平均年降水量は2,784mmとなっています。年間を通じて比較的温暖で、降水量も多いことから、樹木の生育に適した気候条件を有しています。



— 四万十川 —

イ 地 勢

四国カルストの中軸をなす天狗高原及びそれに連なる四国山地の一部である雨包山、高研山、不入山、鈴ヶ森、大黒山等多くの高峰群と、それらから延びる支脈の間に介在して津野山高原、高南台地、北幡台地があります。

水系としては、日本最後の清流といわれる四万十川がゆっくりと蛇行しながら、計画区中央部をほぼ北から南に流下し、河口に県下屈指の平野を形成しています。また西部には、松田川が南流して宿毛湾に注ぎ、東部には新荘川が須崎湾に流れ込み、それぞれの河口部に平野を形成しています。

ウ 地 質

地質帯はほぼ東西方向に帯状に分布し、南北に7層に大別されています。最北部の梶原町から津野町にかけて仏像構造線がほぼ東西に走り、その隣接北部には、虚空像山層、隣接南部には、葉山層が平行して分布しています。中央部には須崎層、次いで野々川層があり、この2層が最も広く分布しています。南部には、宿毛市松田川河口部に平田層、宿毛市と四万十市を結ぶように中村層、三原村及び大月町に須崎層が分布しています。また、足摺岬から四万十川河口部を経て黒潮町にかけて清水層が分布しています。

エ 森林土壌

海岸部を除く大部分は、森林立地区分上、西南山地に区分され、森林褐色土で占められた乾性又は湿潤性森林褐色土です。赤黄色土等他の土壌類は僅かに分布しているのみです。また、須崎市横浪半島から足摺岬及び宿毛市松田川河口に及ぶ海岸沿いは、西部海岸低山地に区分され、乾性森林褐色土が多く、次いで適潤性森林褐色土が多く分布しています。

(2) 社会経済的背景

ア 土地利用の現況

本計画区の総面積は、296,543haで、県土総面積710,228haの約42%を占めており、その土地利用の状況は次のとおりです。

区分		四万十川計画区		高知県	
		面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)
森林	民有林	198,598	67	467,883	66
	国有林	54,555	18	126,369	18
	小計	253,153	85	594,252	84
農地		9,411	3	24,760	3
その他		33,979	11	91,216	13
合計		296,543	100	710,228	100

注) 1 総土地面積は、令和8年全国都道府県市町村別面積調(国土地理院)

2 農地面積は、令和7年農林水産関係市町村別統計(農林水産省)による。

3 森林面積は、令和8年度高知県林業振興・環境部、令和7年度末四国森林管理局資料

イ 交通

本計画区の交通網は、鉄道網としては、JR四国の土讃線、予土線、土佐くろしお鉄道があります。道路網には、国道56号、197号を基幹とし、国道321号、381号、439号、440号、441号、494号及び主要県道が有機的に整備され、これらの道路の改良が進められています。

ウ 人口の動態

本計画区内の人口は、117,304人で、県総人口の643,437人の約18%を占めています。

令和2年国勢調査と比較すると、県全体で48,090人、本計画区で13,741人とともに減少となっています。

エ 産業の動向

本計画区内の産業の概要を総生産額と就業者数でみると次のとおりで、県平均に比較して第1次産業の比重が高く、第3次産業のウェイトが低くなっています。

四万十川計画区

区分		総生産額 (百万円)	比率 (%)	就業者数 (人)	比率 (%)
1次産業	農業	15,677	4	7,922	12
	林業	4,576	1	947	1
	水産業	11,501	3	2,104	3
	小計	31,754	7	10,973	17
2次産業		83,686	19	11,269	18
3次産業		317,448	73	41,294	65
合計		437,793		63,536	

高知県

区分		総生産額 (百万円)	比率 (%)	就業者数 (人)	比率 (%)
1次産業	農業	55,194	2	28,867	8
	林業	10,629	0	2,590	1
	水産業	19,469	1	3,344	1
	小計	85,292	4	34,801	10
2次産業		429,879	18	58,334	17
3次産業		1,865,294	77	251,569	73
合計		2,407,441		344,704	

注) 1. 総生産額

令和4年度市町村経済統計

合計欄は、輸入税等を除くため、内訳と一致しない。

2. 就業者数

令和2年国勢調査

合計欄は、分類不能の産業を除く。

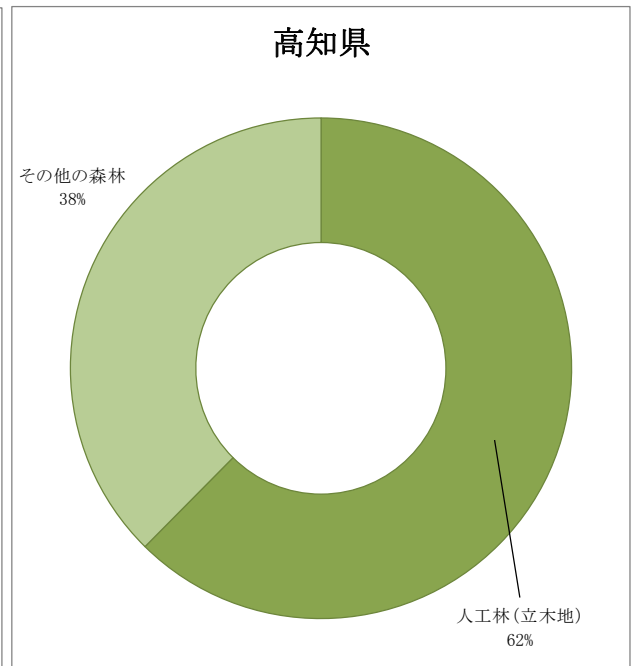
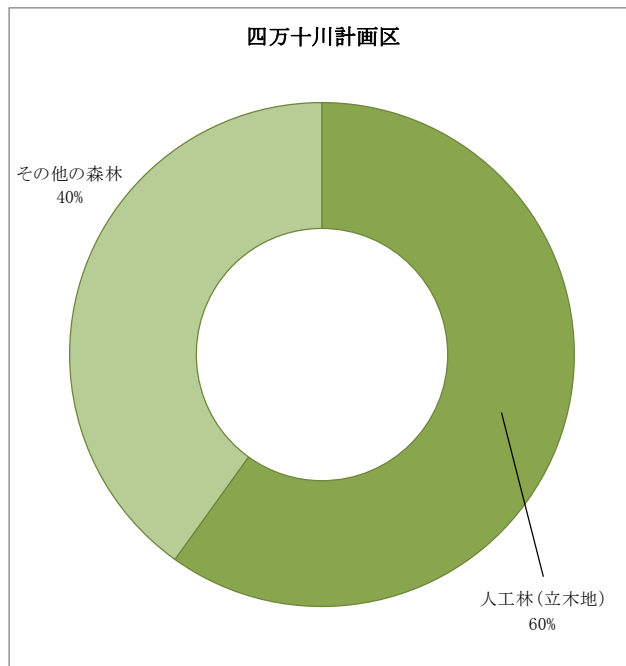
(3) 森林・林業の概要

ア 地域森林計画対象森林の概要

本計画区の森林面積は、253,153haであり、その内訳は国有林が54,555ha、本計画の対象森林である民有林が198,598haとなっています。

民有林のうち、伐採跡地を除いた人工林（立木地）の面積は、118,962ha（人工林率60%）で、県平均の人工林率62%を下回っています。

また、人工林（立木地）の中に占めるスギの割合は、20%と県平均37%より低く、ヒノキの割合は、63%と県平均49%を上回っています。



四万十川計画区

区分	面積(ha)	比率(%)
スギ	24,002	20
ヒノキ	75,323	63
マツ	5,226	4
その他	14,411	12
人工林(立木地)計	118,962	100

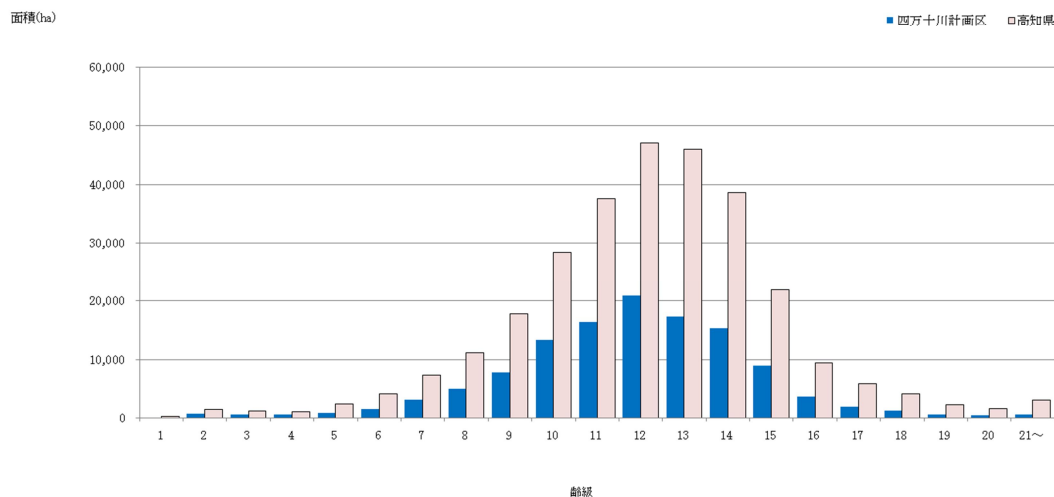
高知県

区分	面積(ha)	比率(%)
スギ	107,525	37
ヒノキ	143,967	49
マツ	7,693	3
その他	32,757	11
人工林(立木地)計	291,942	100

区分	四万十川計画区	高知県
	ha当たりの蓄積(m ³)	ha当たりの蓄積(m ³)
人工林(立木地)	450	517
天然林(立木地)	120	121

また、人工林(立木地)の単位面積あたり蓄積は、県平均を下回っているものの、8 齢級以上の面積が全体の 94%を占めており、成熟した森林資源を活用する時期を迎えています。

齢級別人工林(立木地)面積



四万十川計画区

区分	面積 (ha)	比率 (%)
7 齢級以下	6,671	6
8 齢級以上	112,291	94
人工林(立木地)計	118,962	100

高知県

区分	面積 (ha)	比率 (%)
7 齢級以下	17,411	6
8 齢級以上	274,531	94
人工林(立木地)計	291,942	100

イ 林業事業体等の概要

区分	森林組合	造林業	木材・木製品製造業
四万十川計画区	11	316	25
高知県	23	532	94

注) 森林組合は森づくり推進課資料、造林業は2025年農林業センサス結果、木材・木製品製造業（従業者4人以上）は令和3年経済センサス結果であり、それぞれ重複する場合がある。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

(1) 伐採立木材積

主伐 1, 045千 m^3 、間伐 1, 718千 m^3 の計画に対し、実行は、主伐 860千 m^3 （82%）、間伐 957千 m^3 （56%）でした。今後、木材自給率の向上を目指すためにも、森林の公益的機能の発揮を保ちつつ木材生産性の向上と原木の増産が必要となります。

(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林は1, 457haの計画に対し、実行は644ha（44%）でした。これは、木材価格の長期低迷やシカ等による獣害のため、造林初期の投資費用が増大していることが影響していると考えられます。

また、天然更新は853haの計画に対し、実行は1, 403ha（164%）でした。

(3) 林道の開設又は拡張

開設延長は22.3kmの計画に対し、実行は1.2km（5%）でした。

また、拡張延長は7.0kmの計画に対し、実行は8.5km（121%）でした。

開設の実行は、公共事業の削減や、急峻な地形を要因とする開設単価の抑制が難しく、十分な林道の延伸には至っていない状況です。

(4) 保安林の整備及び治山事業並びに要整備森林の整備

ア 保安林の指定又は解除

水源かん養保安林は550haの指定計画に対し、実行は519ha（94%）でした。また、土砂流出防備保安林は1, 000haの指定計画に対し、実行は399ha（40%）でした。また、解除の計画はありませんでしたが、水源かん養保安林で10ha、土砂流出防備保安林で2haを解除しました。これは、公益性の理由により、最小限の解除を行ったもので、保安林機能の低下を招かないよう配慮されています。

イ 治山事業

溪間工、山腹工等136箇所の計画に対し、実行は22箇所（16%）でした。実行が低迷した理由としては、資材価格や人件費の高騰により、事業費が増大したことが影響していると考えられます。

ウ 要整備森林の整備

該当なし。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

本計画区では、戦後の積極的な拡大造林により人工林が広く造成されてきました。現在、人工林（立木地）の面積は118,962haで、民有林面積の60%を占めています。また、その94%が8齢級以上に達しており、森林資源は本格的な利用期を迎えています。

これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、自然条件及び県民のニーズ等を踏まえ、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進め、望ましい森林の姿を目指すこととします。その際、人工林のうち、林地生産力が比較的高く、車道や集落からの距離が近いなど自然的・社会的条件の良い林業適地では、特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定するとともに、主伐後の植栽による確実な更新により人工林を維持することとします。一方、林業適地以外の人工林では、針広混交林化や広葉樹林化により天然林への移行を図ることとします。

また、森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとします。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の方針については、Ⅱ計画事項第2 1（2）第1表のとおりとします。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化等にも配慮します。

また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進します。

加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進します。

あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図ります。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積:ha

区分		面積	備考
総数		198,597.65	
市町村別内訳	須崎市	9,712.55	
	中土佐町	13,885.27	
	四万十町	40,061.35	
	梶原町	18,131.44	
	津野町	14,886.86	
	四万十市	42,191.17	
	宿毛市	18,964.26	
	土佐清水市	16,307.73	
	黒潮町	12,959.85	
	大月町	7,123.22	
	三原村	4,373.95	

注) 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林です。

2 本計画の対象森林は、次の(1)～(3)までの事項の対象となります。ただし、(1)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、(3)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除きます。

(1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の開発行為の許可

(2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出

(3) 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出

3 森林計画図の閲覧場所は、高知県林業振興・環境部森づくり推進課、高知県須崎林業事務所及び幡多林業事務所です。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

機能別森林の各機能を高度に発揮させるため、森林の整備及び保全の目標は次のとおりとします。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

各機能別森林について、それぞれの機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の整備及び保全の基本方針は、第1表のとおりとします。

また、人工林のうち、林地生産力が比較的高く、車道や集落からの距離が近いなど自然的・社会的条件の良い林業適地では、植栽による確実な更新により人工林を維持することとします。

一方、林業適地以外では、侵入広葉樹の活用等による針広混交林化や広葉樹林化により天然林への移行を図るとともに、野生鳥獣の生息環境の保全・整備にも配慮することとします。

さらに、天然林については、自然の推移に委ねることを基本としつつ、里山林等では、多面的機能の維持増進を図るため、適切な整備・利活用を進めることとします。

なお、森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現します。

第1表 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
ア 水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとします。ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とします。
イ 山地災害防止機能／土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件等や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とします。
ウ 快適環境形成機能	県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとします。
エ 保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。 具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件等や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
オ 文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
カ 生物多様性保全機能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとします。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。
キ 木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、林業適地にある人工林では、主伐後の植栽による確実な更新を行います。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。

注1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるため、これについては二

酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要がある。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区分		現況	計画期末
面積	人工林	122,333	121,264
	天然林	76,265	77,333
	利活用等により機能の維持増進を図る天然林	10,953	11,233
森林蓄積 m ³ /ha		312	326

- (注) 1 人工林は、主として植栽又は人工下種により成立している森林とし、伐採跡地を含む。
 2 天然林は、主として種子の自然散布やぼう芽等の天然更新により成立している森林とし、竹林及び未立木地を含む。
 3 「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」は、天然林のうち、適切な整備により利活用等を促進し、多面的機能の維持増進を図る森林とする。

2 その他必要な事項

該当なし。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮し、対象森林の自然的・社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特長、森林の構成等を勘案して、皆伐、択伐の別に適切な方法を選択することとします。特に、自然条件が劣悪なため、更新を確保するために伐採方法を特定する必要がある森林については、択伐等、適確な更新に配慮した方法とします。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、造林作業及び天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理することとします。特に、天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとします。

さらに、森林の生物多様性の保全に当たっては、多様な伐期の設定、伐採面積の縮小・分散、溪畔林等の保全など、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」（令和6年3月林野庁策定）を踏まえた方法により伐採を行うこととします。

加えて、伐採に伴い集材路の作設等を行うに当たっては、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるため、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知）等に基づき、適切な伐採・搬出を確実に実施することとします。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定められるものです。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとします。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとします。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）で実施するものとする。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢は、立木の主伐の時期に関する指標として、主要樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して下記の通り定めます。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

地 区	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
全 域	35年	45年	35年	40年 (20年)	10年	15年

注) その他針葉樹の括弧書きは、早生樹であるコウヨウザンの標準伐期齢として適用する。

(3) その他必要な事項

該当なし。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

適地適木を旨とし、広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種の造林を基本として、自然条件に適合するとともに、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し選択するものとします。人工造林をすべき対象樹種は、スギ、ヒノキ、クヌギ、マツ類を主体とすることとし、造林用苗木は、優良な母樹から採取した種子又は挿し穂から養成したものとします。

また、苗木の選定にあたっては、通年植栽が可能となるコンテナ苗の活用や、成長等に優れた特定母樹由来の苗木の導入、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）の別紙で定める花粉の少ない苗木と認めたスギ・ヒノキ苗木をいう。）の採用に努めるものとします。加えて、「生態系被害防止外来種リスト」を踏まえ、生態系等への影響や同種の生物導入による遺伝的攪乱が生じるおそれのあるものは、極力選定を避けるものとし、広葉樹の苗木については、生物多様性保全の観点から、採取地が明らかな種穂を用いた苗木の選定に努めるものとします。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定められます。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、将来にわたり人工林を維持する自然的及び社会的条件の良い林業適地において行うものとし、標準的な方法については、主要樹種について下表の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び施業体系を勘案して、仕立ての方法別に定めるものとします。

また、次表の「疎仕立て」に相当する本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとします。

地拵えは、全刈り地拵え又は筋刈り地拵えを標準としますが、風衝地・乾燥地では造林木の成長に支障にならない程度に植生を残すこととします。また、雨量が多く急峻な地形の区域などでは、尾根筋及び谷筋に植生を残し、保護樹帯とするなど、林地の保全に配慮するものとします。

植え付け方法は、気候その他の自然条件及び既往の植え付け方法等を勘案して植え付け方法を定めるとともに、適期に植え付けるものとします。

また、再造林の低コスト化及び省力化を図るため、立地条件、樹種の特性、植栽後の生育状況等を勘案し、伐採と造林の一貫作業や低密度植栽の導入に努めるものとします。

また、人工造林の標準的な方法（樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数を含む。）は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められます。

樹 種	仕立ての方法	植栽本数（本／ha）
スギ・ヒノキ	疎 仕 立 て	1, 5 0 0～2, 0 0 0
	中 仕 立 て	3, 0 0 0
	密 仕 立 て	4, 5 0 0
広葉樹	—	2, 0 0 0
その他針葉樹	疎 仕 立 て	1, 0 0 0～2, 0 0 0

注1）その他針葉樹の疎仕立てについては、早生樹であるコウヨウザンの植栽本数として適用する。

注2）標準的な植栽本数を下回る植栽（1,000本/haなど）を行う場合は、気象条件、低密度植栽の実績及び既往の文献等を踏まえ、林業普及指導員等と相談のうえ、適切な植栽本数を決定するものとします。また、必要に応じて鳥獣害対策についても検討するものとします。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復のため植林によらなければ確実な更新が困難な森林及びそれ以外で森林資源の造成のために植林を行う場合、皆伐によるものは、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとします。一方、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間を目安として定めるものとします。

また、これらの期間を経過しても適確な更新が図られていない伐採跡地については、早急な更新を図ることとします。

なお、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められます。

（2）天然更新に関する事項

天然更新については、天然下種更新における前生稚樹の生育状況、ぼう芽更新における伐採時の林齢や根元直径、周辺森林を含めた母樹の分布状況、鳥獣害の状況などの森林の現況並びに気候、地形、土壌等の自然的条件から、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとします。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、アカマツ、クヌギ、ナラ類等を主体とします。なお、クヌギ、ナラ類等についてはぼう芽更新が可能です。

なお、天然更新の対象樹種は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定められます。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新の期待成立本数は6,000本、天然更新すべき立木の本数は1,800本とします。

天然下種更新については、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所では、枝条類の除去あるいは、かき起こしを行い、発生した稚樹の生育を促進するための刈出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植込みを行うこととします。

また、以下のような早期の更新が特に期待できない森林等については、更新補助作業又は植栽により更新を確保することとします。

- ・種子を供給する母樹が存在しない森林
- ・天然稚樹の育成が期待できない森林
- ・面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植え込みを行うものとします。

更新状況の確認については、標準地を設け本数調査等により行うものとします。

天然更新の標準的な方法は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定められます。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とします。

なお、この指針に基づき市町村森林整備計画において、天然更新を行う際の規範を定めるものとします。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

天然更新が期待できない森林について主伐後の適確な更新を確保するため、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫害などの被害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況、その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在を定めるものとします。ただし、保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除きます。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において定められます。

(4) その他必要な事項

該当なし。

【参考】コウヨウザン

早生樹であるコウヨウザンの生育適地における指針は、各項注意書きによるほか「コウヨウザンに関する技術指針（暫定版）（高知県林業振興・環境部 令和3年3月）」による。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造の形成や根の発達を促すことを旨とし、下表に示す内容を基本とします。なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐を行う際の規範として定められます。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)				標準的な方法
			初回	2回	3回	4回	
スギ	一般材	3,000	15	20	—	—	間伐の時期の決定には、原則として、南近畿・四国地方林分密度管理図を利用します。 標準地調査により1haあたりの現存本数、上層木の平均樹高を求め上層木の平均樹高と林齢に対応する伐期適正本数から間伐率、間伐回数、間伐後の残存本数を算出し樹形級区分と樹間距離を目安に選木します。なお、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとする。ここで、上層木とは完全に被圧された樹木以外の樹木をいいます。選木順位は1不良木、2被圧木、3優勢木とします。 なお、表中、間伐の時期については、地位は5区分の上位より2番目（マツは3区分の中位）、植栽本数は3,000本、収量比数は0.8とした場合の間伐時期の目安を5の倍数の林齢で示したものです。
	中径材	3,000	15	20	30	—	
	大径材	3,000	15	20	30	55	
ヒノキ	一般材	3,000	20	30	—	—	
	中径材	3,000	20	30	40	—	
	大径材	3,000	20	30	40	55	
マツ	一般材	3,000	20	25	35	—	

列状間伐の実施にあたっては、上記の間伐の標準的な方法の範囲内であることのほか、以下の内容を基本とします。

列状間伐は伐採・搬出コストの削減を行うため、個々の立木の形質や優劣に関係なく植栽列を一定の間隔において、一定の幅に含まれる立木の全てを伐る方法です。

列状間伐にあたっては、林地の傾斜方向に合わせて伐採列及び列の幅を設定するものとし、伐倒の際は元口を搬出機械方向とすることを原則とするほか、伐倒木の落下防止に最大限の注意を払うこととします。1回の間伐として伐採する率は、伐採列数と残存列数による本数間伐率で、3残1伐～2残1伐による本数間伐率25～33%とします。また、伐採列1列あたりの幅は、標準地調査による1haあたりの現存本数から算出した樹間距離のおおむね2倍以内とすることを標準とします。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

目的樹種の成長を促し、健全な森林の育成を図るため、下表に示す内容を基礎とし、地域における既往の保育方法を勘案して、必要な事項を定めるものとします。

なお、保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において森林の保育を行う際の規範として定められます。

保育の種類	樹 種	実 施 年 齢 ・ 回 数	備 考
下 刈 り	ス ギ	1年生～7年生まで必要に応じて実施	5～8月
つる切り	ヒノキ	5年生～12年生の間に1、2回必要に応じて実施	
除 伐	マ ツ	10年生～18年生の間に1、2回必要に応じて実施	

また、下刈りの実施にあたっては、低コスト造林を推進する観点から、立木の生育状況に応じて下刈り回数の削減や実施期間の短縮に努めるものとします。

(3) その他必要な事項

該当なし。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における森林施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林に関する指針は、下記のとおりとします。なお、個々の森林において発揮が求められる機能が複数ある場合、公益的機能別施業森林の区域が重複することも認められます。その際、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとします。

ア 区域の設定の基準に関する指針

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として、水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に対して区域を設定します。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として、下記に該当する森林について区域を設定します。

a 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林

b 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、雪害防備保安林、霧害防備保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林

c 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林

イ 森林施業の方法に関する指針

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとします。具体的には皆伐による面積の規模を縮小するものとします。また、主伐は標準伐期齢に10年を加えた林齢以上とします。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

地形、地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を推進することとします。

具体的には、複層林施業を基本とし、各機能森林について、特に公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべきと判断される森林については、択伐による複層林施業を推進するものとし、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業をすべき森林とします。なお、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保が可能である場合、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とする長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとします。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材等生産機能の維持増進を図る森林に対して区域の設定をするものとします。

この場合において、当該区域が(1)の公益的機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとします。

また、当該区域のうち自然的・社会的条件が良い林業適地にあるものは6(3)の特に効率的な施業が可能な森林の区域として確実に設定するものとします。

イ 施業の方法に関する指針

保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとします。

当該区域のうち、林業適地においては、主伐後の植栽による確実な更新を行い、利活用等により機能の維持増進を図る天然林においては、更新補助作業等を行うものとします。

(3) その他必要な事項

該当なし。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網は、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなります。

林道等路網の開設及び改良については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等の地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮するとともに、路網の選択及び組み合わせを行い、林業機械と組み合わせた低コストで効率的な作業システムの構築を図るものとします。

林道等の開設については、自然的条件及び社会的条件に恵まれた林業適地のうち、森林の集積・集約化が進められている地域等を主体として行うものとします。

また、木材輸送量の増大や走行車両の大型化等に対応するため、改築・改良による林道の質的向上を推進します。さらに、気候変動に伴う災害の激甚化に対応するため、災害時に代替路として機能する林道の整備を進めるとともに、林地保全の観点から、架線集材に対応した土場等を備えた林道の整備を推進するものとします。

○基幹路網の現状

区分	路線数	延長(km)
基幹路網	480	874
うち林業専用道	6	21

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた「路網密度の水準」は、下表のとおりです。作業システムについては、「路網密度の水準」を踏まえた路網と林業機械を組み合わせることにより効率化及び低コスト化を目指すものとします。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度

単位 路網密度:m/ha

区分	作業システム	路網密度	
			基幹路線
緩傾斜地(0° ~15°)	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地(15° ~30°)	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地(30° ~35°)	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	15以上
急峻地(35° ~)	架線系作業システム	5以上	5以上

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

効率的な木材生産を期待できる地域で、地形・地質に配慮しながら、林道、森林作業道等の路網を整備し、施業集約化と併せた低コスト森林施業に取り組みます。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、路網整備にあたっては、「林道規程」（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、「林業専用道作設指針」（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知）に基づき県が作成する指針を基本とします。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

立木の伐採に伴う集材路の作設に起因する土砂の流出等を未然に防ぐ観点から、集材路の整備にあたっては、「主伐時における伐採・搬出指針」を踏まえた適切な搬出方法を定めることを基本とします。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当なし。

(6) その他必要な事項

該当なし。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針

不在村森林所有者を含めた森林所有者への働きかけ、森林の経営の受託等を担う森林組合や林業事業体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する長期の施業の受委託などに必要な情報の公開や提供、助言、あっせんや地域協議会の開催による合意形成等により、施業の集約化に取り組む者への森林経営の委託の促進等を進めるものとします。

(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進を行うものとします。

(3) 特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準及び当該区域内における施業の方法に係る指針

ア 区域の設定の基準

再造林推進プラン（令和5年9月15日付け5高木増第278号高知県木材増産推進課長通知）に示す林業適地の考え方を参考にするとともに、林業経営の収益性、地形の状況、路網の整備状況及び山地災害の発生に係るリスク等を考慮し、収益性とリスクを総合的に評価する方法またはその他の合理的な方法により判断し、特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定するものとします。

イ 施業の方法に関する指針

1から3に示す施業の方法を基本としつつ、木材需要に応じた施業を行うものとします。造林については、主伐後の植栽による確実な更新を行うものとします。

また、森林の集積・集約化や施業の機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとします。

(4) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、林業大学校等で学ぶ青年や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受け入れ等に向けた環境整備に取り組みます。

これらと併せて、スマート林業技術の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上等による事業の合理化などにより森林組合等の経営基盤及び経営力の強化を図り、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成するとともに、経営手法・技術の普及指導の促進に努めます。

(5) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

資源の効率的利用や長伐期化に対応した繰り返しの間伐など、環境負荷の低減に配慮したきめ細やかな施業を実施するため地形や地質、林内路網配置、幅員等を総合的に勘案し、傾斜等に応じて下記の表を規範として、高性能林業機械を導入した作業システムの構築を目指すこととします。

地形や搬出などの諸条件により、下記の表に適合しない場合にあっては、生産効率等が同等レベルである作業システムを目指すものとします。

区分	作業システム	伐倒	集材・木寄せ	造材（枝払い・玉切り）	運材
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	ハーベスタ グラップルバケット	ハーベスタ	ハーベスタ	フォワーダ トラック
中傾斜地 (15～30°)	車両系	ハーベスタ グラップルバケット チェーンソー	グラップル ウインチ	ハーベスタ プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系	チェーンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急傾斜地 (30～35°)	車両系	チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系	チェーンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急峻地 (35°～)	架線系	チェーンソー	タワーヤーダ	プロセッサ	トラック

(6) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

地域における木材の需給や森林資源の保続に係る取組の実施状況を踏まえつつ、流通及び加工施設の状況、合法伐採木材の流通促進並びに関連する行政施策の目標等を勘案して、持続可能な木材取引に向けた条件整備を実現するため、以下の方針に基づき施設の整備を推進します。

ア 施設整備の推進に関する方針

木材加工流通施設の整備を通じて、生産性向上、付加価値向上による国産材の供給力強化を図ります。併せて、流通の効率化と情報技術の活用、事業体間の連携により素材生産から流通に至る全段階でのコスト削減に努め、競争力の向上を図ります。

イ 施設整備を促進するための条件整備

施設の整備を効果的に推進し、透明性の高い木材市場の形成と公正な価格形成を実現するため、木材に係るコスト構造の整理や立木価格情報の公表など、関係者間での円滑な価格交渉に向けた情報の整理と共有を図ります。

また、「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」（令和7年11月林野庁策定）に基づき、業界全体における商慣習の見直しを推進し、不透明または不適正な取引慣行を排除し、公正かつ透明性の高い取引慣行の定着を図ります。

さらに、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、合法性確認と森林経営計画に基づく林業経営の取組状況の共有を促進し、合法性と持続可能性が客観的に認識される木材取引体制を構築します。

(7) その他必要な事項

持続可能な中山間地域の実現に向け、豊富な森林資源を活かした林業・木材産業の振興に加え、文化的サービスをはじめとする森林の多様な生態系サービスの提供・活用を通じて、林業と相まって森林所有者等に利益をもたらし、豊かな森林づくりにつなげる「森業」を推進します。その一環として、森林空間を活用した森林環境学習や企業と地域が協働する森林づくり活動など、森林サービス業を中心とした森林の総合的な活用に取り組みます。これにより、雇用の場の創出や所得の向上を図るとともに、若者をはじめとする移住・定住の促進と関係人口の創出・拡大を図ります。

併せて、集落の生活基盤となる里山林等については、自伐型林業や小規模林業事業体等の民間事業者、地域住民、NP0、企業などの多様な主体が連携し、継続的な保安全管理と利活用に取り組みます。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

該当なし。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

該当なし。

(3) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項

土地の形質の変更は極力行わないこととし、変更する場合にあっても、その目的に応じ必要最小限の規模にとどめることとします。

また、森林の持つ災害防止等の機能を維持するため、土砂の流出、崩壊防止等の施設を設けるなど、十分な土地の保全に留意することとします。

林地への再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、国土及び環境の保全の観点から、森林の公益的機能の発揮との調和を図ることとします。また、防災や環境への影響等に対する懸念が高まっている太陽光発電設備の設置に係る開発については、防災や環境への影響等を踏まえ、地域との共生が図られるよう、許可基準等の見直しにより規律を強化した林地開発許可制度を厳正に運用することとします。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、高知県知事が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用することとします。

(4) その他必要な事項

該当なし。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する指針

保安林については、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することを基本とし、流域における森林に関する自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備の目的を達成するため、保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保します。

(2) 保安施設地区の指定に関する指針

保安林の配備を計画的に推進することで、健全な森林資源の維持造成を図る方針であり、保安施設地区設定の計画はありません。

(3) 治山事業の実施に関する事項

流域における森林に関する自然条件、社会的要請、保安林の配備状況、災害の発生形態の変化などを勘案し、災害に強い地域づくり、水源地域の機能強化のため、緊急かつ計画的な事業の実施を必要とする荒廃地等を対象として、保安林の整備、溪間工、山腹工、地下水排除工、海岸防災林の整備・保全を計画的に推進します。

また、流域治水の取組との連携、森林病虫害や鳥獣害を原因とした裸地化の進行等による土砂流出の発生抑制など関係者一体となった予防治山対策に関する施策、流木捕捉式治山ダムの設置や渓流域での危険木の伐採など関係者と連携した流木対策に関する施策、津波に対する多重防御の一つとしての海岸防災林の整備に関する施策についても併せて推進します。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

要整備森林は、特定保安林の区域内に存在し、樹冠疎密度、樹種、林木の生育の状況、下層植生の状況等からみて機能の発揮が低位な状態にあると認められる森林で、気象、標高、地形、土壌等の自然条件、林道等の整備の状況、指定施業要件の内容、当該地方の林業技術水準からみて森林所有者等に造林等の施業を実施させることが相当であり、かつ、これにより、早期に機能の回復・増進が図られると見込まれるものをその対象とします。したがって、森林所有者等に施業を行わせることが困難又は不適当な森林、例えば治山事業の対象地等は、その対象としません。

(5) その他必要な事項

保安林制度に対する認識不足等により林地の転用が行われることがありますので、今後、パンフレットの活用等により、保安林制度について広く周知することとします。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定するものとします。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進するものとします。その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整に努めるものとします。

(2) その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法について、必要に応じて、植栽木の保護措置の実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとします。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害の被害対策については、適切な間伐等により風通しを良くし、森林を健全な状態に保つことで森林病虫害の侵入を阻むとともに、日常の管理を通じて、森林を取り巻く状況を把握し野ねずみを含む森林病虫害の早期発見及び対処に努めます。

特に、松くい虫による被害を終息させるため、薬剤の地上散布等適切な防除措置を取るとともに、既に被害を受け感染源となるおそれのある松林については、樹種転換を推進します。

カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害にあっては、被害木の薬剤処理や伐倒処理を推進し、被害地の拡大を予防します。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3（1）アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害や鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、早期発見に努めるとともに被害の発生に対して適切な対応を促進します。

特に被害が深刻化しているシカに対しては、防護柵の設置等により被害を防ぐ取り組みを促進します。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災の予防及び被害の拡大防止を図るため、延焼しにくい多様な林相への誘導、防火樹帯等の整備、消火活動にも資する林道等の整備、森林情報の整備及び共有等を進め、林野火災に強い地域づくりに努めることとします。

また、林野火災に係る広報・啓発を強化し、森林施業を行う事業者等に対する呼びかけを行うなど、林野火災予防の意識の啓発に努めることとします。

なお、森林病虫害の駆除等のために行う火入れについては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従い実施するものとします。

(4) その他必要な事項

森林所有者等による巡視等を促すことで、日常的に森林の保護が図られるよう努めることとします。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の有する保健機能を高度に発揮させるため、森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林です。市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合について、保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとします。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林の区域は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつその森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとします。

また、区域の設定に当たっては、保健保安林等を優先するものとします。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う

森林の有する水源涵養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮し、択伐施業、広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施するものとします。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう、適度な林内照度を維持するため、間伐や除伐等の保育を積極的に行うものとします。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとします。また、施設に係る建築物の高さを自然との調和の観点から平均樹高以下とするため、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高、すでに標準伐期齢に達している立木にあっては、その樹高）を定めるものとします。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境に配慮しながら、森林の保全と併せて森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意することとします。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び国土の保全に適切な配慮を行うものとします。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位：千m³

区分	総数	主伐	間伐
総数	6,721	3,984	2,737
前半5ヵ年	2,184	1,277	907

2 森林施業面積等

単位：ha

区分	森林施業面積
総数	40,480
前半5ヵ年	15,711

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	4,761	3,548
前半5ヵ年	2,129	912

4 林道の開設及び拡張に関する計画

別表のとおり

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

保安林の種類	面 積		備 考
		前半5カ年の 計画面積	
総数（実面積）	54,057	52,781	
水源かん養のための保安林	30,606	30,502	
災害防備のための保安林	23,180	21,890	
保健、風致の保存等のための保安林	1,014	1,014	

注1 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるために水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しません。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

指定 解除別	種 類	森 林 の 所 在		面 積		指定又は解 除を必要と する理由	備 考
		市町村	区域（林班番号）		前半5カ年の 計画面積		
指定	水源かん養保安林	宿毛市	橋上町楠山 他	25	12	水源のかん 養の目的を 達成するた め必要があ る森林につ いて指定し ます。	
		土佐清水市	下ノ加江 他	55	27		
		四万十市	手洗川 他	21	10		
		中土佐町	大野見梅ノ川 他	12	6		
		梶原町	横貝 他	4	2		
		四万十町	七里 他	86	43		
		三原村	下切 他	5	2		
	計			208	102		

単位 面積：ha

指定解除 別	種 類	森 林 の 所 在		面 積	前半5カ年の 計画面積	指定又は解 除を必要と する理由	備 考
		市町村	区域（林班番号）				
指定	土砂流出 防備保安林	須 崎 市	浦ノ内出見 他	29	15	災害の防備 の目的を達 成するため 必要がある 森林につい て指定しま す。	
		宿 毛 市	大島 他	1258	629		
		土佐清水市	下ノ加江 他	441	221		
		四 万 十 市	西土佐江川崎 他	182	91		
		中 土 佐 町	大野見吉野 他	73	37		
		梶 原 町	中の川 他	80	40		
		津 野 町	芳生野 他	41	21		
		四 万 十 町	上岡 他	142	71		
		大 月 町	安満地 他	329	164		
		黒 潮 町	馬荷 他	5	3		
	計			2,580	1,292		

指定解除 別	種 類	森 林 の 所 在		面 積	前半5カ年の 計画面積	指定又は解 除を必要と する理由	備 考
		市町村	区域（林班番号）				
解除	水源かん養保 安林	宿 毛 市	橋上町楠山 他	16	8	公共事業 等を実施 する必要 が生じた 森林につ いて保安 林の指定 を解除し ます。	
		土 佐 清 水 市	下ノ加江 他	2	1		
		梶 原 町	中平 他	1	0		
		黒 潮 町	小黑ノ川 他	4	2		
	計			23	11		

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法の変更	皆伐面積の変更	択伐率の変更	間伐率の変更	植栽の変更
水源かん養のための保安林	—	—	2, 220	3, 700	2, 220
災害防備のための保安林	—	—	2, 456	4, 094	2, 456
保健、風致の保存等のための保安林	—	—	826	1, 377	826

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備考
市町村	区域		前半5カ年の計画地区数		
須崎市	中ノ川内他	12	6	溪間工、山腹工、本数調整伐	
中土佐町	笹場8他	4	2		
黒潮町	白浜他	1	1		
津野町	桑ノ川他	6	3		
四万十町	影野他	6	3		
梶原町	東谷他	4	2		
四万十市	江川崎下方他	8	4		
宿毛市	福良他	10	5		
三原村	皆尾他	2	1		
土佐清水市	下ノ加江船場他	1	1		
大月町	安満地他	6	3		
合 計		60	31		

6 要整備森林の所在及び面積並びに実施すべき施業の方法及び時期
該当なし

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

(1) 法令により施業について制限を受けている森林の所在及び面積

単位 面積 : ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備 考
	市 町 村	区域（林班番号）		
水源かん養 保安林	宿 毛 市	25, 31, 37, 78, 98, 99, 101~103, 108~110, 118, 120, 123, 159, 171, 172, 175, 198, 205, 207, 210~213, 222, 223, 225, 226, 232, 234, 252~254, 257, 258	1, 356. 12	
	土佐清水市	7, 80, 83~85, 211, 231	981. 94	
	四 万 十 市	（旧中村市） 4, 33, 34, 46~53, 62, 63, 132, 136, 140~147, 149~152, 154, 159~161, 166, 167, 170, 171, 185, 186, 197~199, 203, 204, 206, 210, 214~218, 231~235, 245, 248~263, 269, 270, 272~286, 300, 301, 305, 307, 309, 312~318, 321, 323, 324, 326~333, 337, 338, 340, 343~351, 356, 358~364, 367~369, 380~387, 393~395, 401	10, 515. 53	
		（旧西土佐村） 17, 18, 23~26, 29, 32~40, 43~93, 99~102, 106, 109, 115, 116, 142~144, 152, 153, 167, 170, 171, 196, 198, 237, 239~243, 254~256, 262~264		
	中 土 佐 町	（旧中土佐町） 58, 81	1, 473. 68	
		（旧大野見村） 1, 5, 6, 8, 13, 14, 25~28, 30, 32, 33, 47, 48, 57~60, 71, 72, 85~87, 92, 96~99		
	梶 原 町	7~14, 17~21, 23~31, 34~47, 53~56, 58~66, 68, 69, 77~84, 86, 87, 93, 95, 97, 99, 100, 101, 102, 109, 110, 112, 116~120, 122, 124, 129, 130, 131, 136, 137, 139, 140, 143~148, 153~159, 162~165, 169, 170, 172, 174~182, 185, 187, 189, 190, 191, 194, 195, 200~202, 204	4, 215. 25	
	津 野 町	（旧東津野村） 3, 5~7, 14~17, 20, 21, 23~26, 32~35, 40~42, 44, 45, 50, 51, 53, 61, 65, 66, 67, 74~80, 82~84, 86~88, 90, 92, 95, 99, 100, 105, 109, 110, 112~115, 119, 120, 122~125	2, 959. 65	
		（旧葉山村） 1~3, 8, 29, 38, 41, 42, 44~46, 48, 50~53, 55, 58, 60, 64, 65, 67~69, 71, 72, 74~76		

四 万 十 町	(旧窪川町) 16~24, 42~47, 59, 82, 93, 107, 110, 137, 144, 145, 154 , 177, 178, 188, 190, 191, 200, 210, 211, 213, 223, 238 , 246	7, 848. 71
	(旧大正町) 3, 4, 10, 13~18, 23, 24, 26, 27, 33, 34, 37~40, 42, 43, 47~51, 53~57, 60~62, 64, 68, 70~72, 75, 81, 84, 85, 87~92, 99, 107, 109~112, 119~123, 126, 128, 132~136, 139~141, 143~148, 150~154	
	(旧十和村) 7~10, 29~35, 38, 40~47, 54~59, 66, 70, 74, 76~94, 100~103, 109, 111, 122~124, 127~129, 132, 136~138, 140, 142, 143, 151, 159	
大 月 町	84~85, 117	66. 93
三 原 村	4, 8, 11, 15, 23, 36, 38	165. 65
黒 潮 町	(旧佐賀町) 2, 8~10, 69, 88	884. 53
	(旧大方町) 21, 22, 24, 38~43, 124	
計		30, 467. 99

単位 面積 : ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備 考
	市 町 村	区域 (林班番号)		
土砂流出 防備保安林	須 崎 市	4, 8, 13~16, 18, 20, 21, 23, 28, 32, 35~37, 39, 40, 42, 43, 46, 49, 51, 56, 57, 60, 62, 67~73, 75~81, 84, 85, 87, 90, 92, 104, 109, 110, 116, 122, 124, 131, 135, 138	318. 40	
	宿 毛 市	1, 6, 8, 9, 12~17, 20~23, 27~29, 38, 42, 46, 47, 49, 50, 53~70, 72~81, 83, 86~95, 97, 108, 110, 111, 119, 127~130, 132~138, 140, 142, 143, 145~147, 151, 152, 154, 155, 158~162, 167, 169~178, 182, 183, 190, 193, 195, 196, 199, 200, 202, 203, 205, 206, 209, 211~233, 235~238, 240~252, 254~268, 270~272, 276, 277, 281	4, 074. 57	
	土佐清水市	1, 4, 8, 9, 14, 19, 28, 29, 30~34, 38~43, 46~49, 51~67, 70~73, 78, 81, 82, 85, 88, 89, 93, 96, 104~108, 112, 113, 115, 122~124, 132, 146, 147, 150, 157~159, 163~166, 170, 176~179, 184, 187, 191, 192, 201~203, 210, 212, 213, 215, 216, 219, 228, 232, 247	2, 787. 47	

	四 万 十 市	(旧中村市) 5, 6, 11, 12, 15, 19, 20, 23, 30~32, 34, 38, 40, 41, 43~45, 49, 51~53, 55, 56, 60~62, 64~66, 69, 70, 72~78, 86~89, 91, 105, 106, 108~111, 113, 114, 120~122, 124~127, 129~138, 148, 149, 152~158, 160~162, 168, 171, 172, 176, 177, 181, 190, 196, 200, 212, 225, 230, 233, 237, 238, 241, 243~246, 259, 264, 268~272, 276, 286, 287, 302, 305, 306, 308~310, 312, 313, 317~319, 328~330, 332, 337~342, 346, 350, 352, 366, 375~378, 388, 390, 392, 397, 399, 401~404, 406, 407, 409~411, 413~415, 417, 422 (旧西土佐村) 3~8, 10~12, 16~20, 27, 28, 32, 34, 55, 56, 87, 90, 94~96, 99, 101~112, 117, 122~138, 141, 150, 152, 154, 156~161, 166, 172, 174, 177, 178, 179, 184, 185, 187, 188, 194, 202, 204, 206, 212, 213, 216~218, 223, 224, 228, 231~234, 236, 243, 245, 249, 252, 258, 259, 261, 263~268, 270~272	4, 739. 88	
	中 土 佐 町	(旧中土佐町) 2, 11, 12, 18~20, 23~25, 32~34, 37, 38, 43, 46~48, 52, 58~60, 62~68, 74, 75, 80, 87, 88 (旧大野見村) 2, 4, 5, 9~11, 13~15, 24, 28, 32, 33, 35~37, 39, 43, 44, 63, 68, 72, 76, 87~90, 94, 96	1, 775. 71	
	梶 原 町	2, 3, 6, 7, 18, 19, 20, 21, 23, 25~27, 29~36, 39, 43, 47, 49, 50, 52, 53, 58, 60, 61, 66, 71, 72, 75, 77, 80, 84~90, 96~109, 111, 113~117, 125, 127, 128, 130, 131, 132, 134, 136~138, 140, 142, 143, 150~152, 157, 165~175, 177~179, 181, 183, 184, 188, 192, 196, 199, 200, 203, 214	1, 278. 00	
	津 野 町	(旧東津野村) 1, 2, 7~11, 17, 24, 28, 30, 31, 39, 43, 44, 45, 46, 49, 50, 53, 55~60, 62, 68, 70~72, 76, 81, 82, 84, 85, 86, 88, 94, 97, 101, 108, 115, 120~122 (旧葉山村) 5, 9~12, 15, 16, 22, 24, 25, 27, 30, 31, 33, 34, 37, 42~45, 48~51, 54, 55, 57, 61, 68, 69, 71, 72, 75, 77	413. 92	

四 万 十 町	(旧窪川町) 3, 5, 6, 7, 13, 14, 26, 27, 53~55, 60, 61, 67, 75, 98, 99, 108, 110, 116, 118, 119, 121, 123, 125, 126, 128, 129, 133, 135, 137, 144~146, 154, 161, 162, 167, 175, 182, 185, 186, 188, 193, 199, 202, 216, 219, 223, 227, 228, 233, 237, 251, 253, 254	2, 437. 24
	(旧大正町) 11, 20, 28, 29, 32, 41, 45, 50~52, 57~60, 62, 64, 65, 68 ~73, 78, 80, 81, 84, 85, 88, 93, 96, 101, 104~107, 113, 114, 119, 123~125, 127, 130, 131, 133, 134, 138, 140~ 143, 149, 150	
	(旧十和村) 1, 2, 4~6, 11~22, 27, 36, 38, 51, 52, 62, 68, 73, 74, 79, 85, 89, 90, 91, 97, 103~105, 107, 109, 111, 113~118, 1 21~124, 126, 138, 139, 141, 143~146, 151, 156, 159	
大 月 町	1~3, 15, 21, 34, 40~46, 53, 55, 59, 65, 74, 81, 94, 99, 1 11, 112, 120	425. 14
三 原 村	1, 3, 4, 6~9, 11~15, 17, 18, 19, 22, 23, 25, 28~30, 32~3 4, 40~43, 45, 48~50, 54, 55	478. 46
黒 潮 町	(旧佐賀町) 5, 15, 17, 18, 23~26, 31~33, 36, 37, 46, 49, 50, 56, 58~ 66, 70, 72, 73, 79, 80, 81, 84, 87~89, 95, 98, 99, 103, 1 05, 115, 119, 122, 123	1, 846. 64
	(旧大方町) 3, 13, 14, 17, 19, 25, 26, 29, 30, 33, 34, 73, 91, 96, 99, 100, 107, 108, 119~125, 127~133, 144~146, 150~152, 154, 156, 157, 163	
計		20, 575. 44

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備 考
	市 町 村	区域 （林班番号）		
土砂崩壊 防備保安林	須 崎 市	85	0.04	
	宿 毛 市	8, 14, 49, 62, 220, 233, 249, 272	45.08	
	土佐清水市	146	3.08	
	四 万 十 市	(旧中村市) 3, 68, 176, 238, 286, 313	8.12	
		(旧西土佐村) 108, 161, 270		
	中 土 佐 町	(旧中土佐町) 9, 10, 17	7.28	
	四 万 十 町	(旧窪川町) 15, 68, 87	2.17	
	大 月 町	55, 79	21.77	
	三 原 村	33	0.72	
	黒 潮 町	(旧佐賀町) 122	1.34	
	計		89.60	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備 考
	市 町 村	区 域 （林班番号）		
飛砂防備保安林	大 月 町	1	0.40	
	計		0.40	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備 考
	市 町 村	区域 （林班番号）		
防風保安林	土佐清水市	77, 98, 139, 142, 143, 145, 147, 151, 188, 219	23. 19	
	四 万 十 市	(旧中村市) 422	6. 42	
	中 土 佐 町	(旧中土佐町) 4, 7, 8, 22, 27	1. 25	
	四 万 十 町	(旧窪川町) 229, 230, 250	6. 43	
	黒 潮 町	(旧大方町) 7, 8, 47, 103, 106, 154	12. 47	
	計		49. 76	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備 考
	市 町 村	区 域 （林班番号）		
潮害防備保安林	土佐清水市	4, 26, 97, 98, 147, 154, 155, 160, 162, 186, 237	29.47	
	四 万 十 市	(旧中村市) 3	1.92	
	中 土 佐 町	(旧中土佐町) 89	0.10	
	四 万 十 町	(旧窪川町) 260	0.01	
	大 月 町	112	0.56	
	黒 潮 町	(旧大方町) 6, 7, 105	8.42	
	計		40.48	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備 考
	市 町 村	区 域 （林班番号）		
干害防備保安林	四 万 十 市	(旧西土佐村) 222	43.74	
	中 土 佐 町	(旧中土佐町) 71, 76, 77	25.58	
	四 万 十 町	(旧十和村) 56, 59	33.66	
	計		102.98	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備 考
	市 町 村	区 域 （林班番号）		
魚つき保安林	須 崎 市	1, 9, 22, 49, 69, 70, 73, 74	141.14	
	宿 毛 市	269~271, 274, 275, 281	68.48	
	土佐清水市	3, 4, 14, 15, 18, 26, 97, 98, 137, 147~151, 220	76.52	
	四 万 十 市	(旧中村市) 1	3.20	
	中 土 佐 町	(旧中土佐町) 1, 7, 28	44.41	
	四 万 十 町	(旧窪川町) 225, 228~231	86.88	

	大 月 町	1, 2, 5, 9, 11, 12, 78, 79	52.89	
	黒 潮 町	(旧大方町) 137, 169, 170	32.58	
	計		506.11	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備 考
	市 町 村	区域 (林班番号)		
航行目標 保安林	黒 潮 町	(旧大方町) 7, 8, 10	6.69	
	計		6.69	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備 考
	市 町 村	区域 (林班番号)		
保健保安林	土佐清水市	97, 145, 150	113.74	
	四 万 十 市	(旧中村市) 40	60.99	
	梶 原 町	157, 169	95.32	
	津 野 町	(旧東津野村) 66, 78, 80	182.70	
	四 万 十 町	(旧十和村) 1, 4, 154~156	28.72	
	大 月 町	78	5.03	
	計		486.50	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備 考
	市 町 村	区域 (林班番号)		
風致保安林	須 崎 市	21	7.68	
	宿 毛 市	240	2.22	
	土佐清水市	77, 78	5.59	
	大 月 町	104	0.87	
	計		16.37	

単位： ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備考
	市 町 村	区 域		
国立公園 地区	宿 毛 市	270, 272, 275, 276, 280, 281	127. 53	
	土佐清水市	77, 141~145	61. 38	
	大 月 町	1, 79	23. 30	
	計		212. 21	
国立公園 第一種 特別地域	宿 毛 市	269	30. 79	
	土佐清水市	1~3, 14~16, 97, 121, 141, 143~145	223. 57	
	大 月 町	4, 78, 98, 99, 102~105	78. 58	
	計		332. 94	
国立公園 第二種 特別地域	宿 毛 市	272, 273, 275, 276, 281	111. 98	
	土佐清水市	76~78, 97, 98, 115, 116, 119~121, 131, 135, 137, 139, 143~151, 154, 164, 186, 220, 233, 234, 237	465. 97	
	大 月 町	1, 2, 79, 96, 98, 103~105, 112, 113	173. 08	
	計		751. 03	
国立公園 第三種 特別地域	宿 毛 市	269~279, 281	464. 42	
	土佐清水市	121, 135, 137~144, 146~151, 154, 155, 164, 176, 233~ 235	754. 92	
	大 月 町	2~4, 103~105	186. 38	
	計		1, 405. 72	

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備考
	市 町 村	区 域		
県立自然公園第一種特別地域	須 崎 市	118, 124, 126, 131	64.80	
	計		64.80	
県立自然公園第二種特別地域	須 崎 市	117~119, 122~127, 129~132	291.53	
	計		291.53	
県立自然公園第三種特別地域	須 崎 市	120~122, 127~131	107.90	
	津 野 町	(旧東津野村) 76, 77	31.50	
	計		139.40	
史跡名勝天然記念物に係る森林	須 崎 市	18~21, 49, 60, 61, 63, 76, 77, 92, 93, 135	60.22	
	中 土 佐 町	(旧中土佐町) 9, 10, 22, 30, 31, 42, 43, 53, 75, 82, 83, 86, 87	32.62	
		(旧大野見村) 14		
	四 万 十 町	(旧窪川町) 57, 62~64, 66, 68, 70, 77, 78, 87, 88, 92, 117, 120, 128, 149~152, 156, 157, 159, 160, 163, 166, 169, 171, 207, 208, 223, 228		
		(旧大正町) 1, 3, 14, 65		

単位： ha

史跡名勝 天然記念物 に係る森林		(旧十和村) 24, 25, 36, 38, 39, 62, 63, 68, 69, 72, 85, 102, 105, 107, 108, 122, 144, 145, 147, 149, 150, 152, 153, 155, 156	369. 14	
	檜 原 町	47, 52, 109, 159, 160, 166, 167, 170, 171, 185, 215	43. 33	
	津 野 町	(旧東津野村) 31, 32, 41, 56, 59, 60	22. 58	
		(旧葉山村) 6, 10, 63, 70, 71, 73	30. 81	
	四 万 十 市	(旧中村市) 38~40, 44, 56, 64, 65, 67, 68, 71~73, 80~83, 88, 96, 97, 99, 100, 103~105, 109, 127, 137, 152, 153, 165, 172, 17 5~180, 220~222, 226~229, 243~245, 297~299, 399~401 , 403, 406, 409, 412, 416, 417, 419	655. 28	
		(旧西土佐村) 41, 71, 72, 93, 112, 159, 175, 176, 189, 190, 194, 227, 2 28, 248, 268, 269		
	宿 毛 市	2, 6, 7, 9, 13~15, 38, 61, 62, 69, 91, 122, 136, 142, 148, 152, 157, 162, 165, 177, 185, 189, 190, 200~202, 204, 2 14, 222, 242, 265, 275	276. 27	
	土佐清水市	29 ~ 31, 77, 87, 96, 99, 113, 114, 122, 129, 156, 160, 16 2, 187, 188, 195, 206, 218, 220	103. 08	
	黒 潮 町	(旧佐賀町) 31, 32, 99~101, 109	11. 17	
		(旧大方町) 2, 9, 10, 27, 44, 49, 50, 56, 59, 64, 70, 82, 101, 102, 105 , 107, 134, 137, 138, 153, 169, 170	80. 63	

史跡名勝 天然記念物 に係る森林	大 月 町	6, 9, 11, 20, 21, 23, 29, 32, 47, 94, 98, 100, 101, 106, 119	88. 29	
	三 原 村	6~8, 18, 21~23, 27, 30, 33, 35	27. 16	
	計		1, 800. 58	
自然環境 保全地域	黒 潮 町	(旧佐賀町) 5	3. 60	
	計		3. 60	

(2) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

森林法及びその他の法令で立木伐採の制限を受けている森林の施業方法は、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限林の目標達成に支障を及ぼさない範囲で森林の生産力の向上を図ることを旨として、その種類ごとの施業方法について、一般的事項を次のとおり定めます。

種 類	施 業 方 法
水源かん養 保安林	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で、土砂が崩壊・流出するおそれがあると認められるもの及び伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）とする。 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。 3 伐採年度ごとに皆伐により伐採することができる一箇所当たりの面積の限度は、20ha以下とする。
土砂流出防 備保安林	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあるものと認められる森林にあつては、禁伐とする。 2 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林については、択伐とする。 4 伐採年度ごとに皆伐により伐採することができる一箇所当たりの面積の限度は、10ha以下とする。
土砂崩壊防 備保安林	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあるものと認められる森林にあつては、禁伐とする。 2 その他の森林にあつては、択伐とする。
防風保安林	1 林帯の幅が狭小な森林（その幅が概ね20m未満のものをいう。）、その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐とする。 その程度が特に著しいと認められるもの（林帯について、その幅が概ね10m未満のものをいう。）にあつては、禁伐とする。 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。

水害・潮害防備保安林	1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。 2 その他の森林にあつては、択伐とする。
干害防備保安林	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）とする。 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。

種 類	施 業 方 法
魚つき保安林	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。 2 魚つきの目的に係る海洋・湖沼等に面していない森林にあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐とする。
航行目標保安林	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。 2 その他の森林にあつては、択伐とする。
保健保安林	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。 2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐とする。
風致保安林	1 風致の保存のために特に必要があると認められる森林にあつては、禁伐とする。 2 その他の森林にあつては、択伐とする。
国定公園 第二種特別地域	1 主伐の方法は、択伐とする。 ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐することができる。 2 国定公園計画に基づく車道・歩道・集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐によるものとする。 3 伐期齢は、標準伐期齢以上とする。 4 択伐率は、用材林においては現在の蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 5 皆伐による場合は、その伐区は次のとおりとする。 ア 一伐区の面積は、2ha以内とする。 イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。 この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。
国定公園 第三種特別地域	1 全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。
県立自然公園 第一種特別地域	1 立木の伐採を禁止する。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐を行うことができる。 2 単木択伐は、次により行う。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に10年を加えた樹齢以上とする。（横浪5年） イ 択伐率は、現在の蓄積の10%以内とする。（横浪60%）

種 類	施 業 方 法
県立自然公園第二種特別地域	1 主伐の方法は、択伐とする。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐することができる。 2 伐期齢は、標準伐期齢以上とする。 3 択伐率は、用材林においては現在の蓄積の30%（横浪60%）以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 4 皆伐による場合は、その伐区は次のとおりとする。 ア 一伐区の面積は、2ha以内とする。 イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。
県立自然公園第三種特別地域	1 全般的な風致の維持を考慮して施業を行うものとする。
史跡名勝天然記念物に係る森林	1 現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、所管官庁の許可を受けなければならない。

2 その他必要な事項

該当なし

別表 林道の開設及び拡張に関する計画

単位（延長：m 面積：ha）

開設/ 拡張	種 類	区分	市町村	路線名	延長	利用区域 面積	うち前半 5年分	備考
開設	自動車道	林業専用道	中土佐町	奈路	7,000	510		
開設	自動車道		梶原町	坊主山	1,710	259		
開設	自動車道		梶原町	上組中の川	3,084	75		
開設	自動車道		梶原町	上西九十九曲峠	4,000	163		
開設	自動車道	林業専用道	梶原町	六丁松谷	1,480	81	○	
開設	自動車道		津野町	足谷日曾の川	4,158	85		旧東津野村
開設	自動車道		津野町	大芹川太夫畑	4,000	81		旧東津野村
開設	自動車道		津野町	新土居鳴川	2,500	52		旧葉山村
開設	自動車道		津野町	川ノ内金剛	6,000	122		旧葉山村
開設	自動車道	林業専用道	津野町	長沢穴神山	1,300	283	○	旧東津野村
開設	自動車道	林業専用道	津野町	観音谷	3,200	132		旧東津野村
開設	自動車道	林業専用道	津野町	十郎	5,200	135		旧東津野村
開設	自動車道		四万十市	中村・大正	60	2,778	○	
開設	計				43,692			
	市町村別内訳		須崎市					
			中土佐町		7,000			
			四万十町					
			梶原町		10,274			
			津野町		26,358			
			四万十市		60			
			宿毛市					
			土佐清水市					
			黒潮町					
			大月町					
			三原村					

開設/ 拡張	種類	区分	市町村	路線名	舗装 延長	改良 箇所数	利用区域 面積	うち前半 5年分	備考
拡張	自動車道（改良）		中土佐町	北の川		1	138		旧中土佐町
拡張	自動車道（改良）		梶原町	梶原・東津野		1	578	○	
拡張	自動車道（舗装）		梶原町	根ぶき谷	7,257	0	324		
拡張	自動車道（改良、舗装）		梶原町	東川	1,000	1	248		
拡張	自動車道（舗装）		梶原町	中平西川	1,800	0	124		
拡張	自動車道（舗装）		梶原町	初瀬支	4,175	0	384		
拡張	自動車道（改良、舗装）		梶原町	神在居佐渡	5,162	1	181		
拡張	自動車道（舗装）		梶原町	中の川井桑	6,481	0	721		
拡張	自動車道（改良）		梶原町	岩井又		1	83		
拡張	自動車道（改良）		梶原町	桜ヶ峠		1	92		
拡張	自動車道（改良、舗装）		梶原町	大窪	4,029	1	186		
拡張	自動車道（改良、舗装）		梶原町	滝山	2,000	3	113		
拡張	自動車道（改良、舗装）		梶原町	文丸	500	3	85		
拡張	自動車道（舗装）		梶原町	神在居佐渡南部	3,710	0	96		
拡張	自動車道（舗装）		梶原町	永野太田戸	4,000	0	738		
拡張	自動車道（舗装）		梶原町	グリーンハット	3,500	0	265	○	
拡張	自動車道（改良）		梶原町	大郷長谷		1	415		
拡張	自動車道（改良）		梶原町	松原中津川		2	163	○	
拡張	自動車道（改良）		梶原町	野地ヶ谷上成		2	447		
拡張	自動車道（改良）		梶原町	うばが滝白谷		4	277		
拡張	自動車道（改良）		梶原町	広野九十九曲支線		2	103		
拡張	自動車道（改良）		梶原町	松原		2	48		
拡張	自動車道（改良）		梶原町	大中山		1	37	○	
拡張	自動車道（改良）		梶原町	大向		1	447	○	
拡張	自動車道（改良）		津野町	船戸下郷		16	1,102		旧東津野村
拡張	自動車道（改良、舗装）		津野町	蓬尾	3,000	1	94		旧東津野村
拡張	自動車道（改良）		津野町	北山貝名		50	1,683		旧葉山村
拡張	自動車道（舗装）		津野町	金剛	5,300	0	313		旧葉山村
拡張	自動車道（舗装）		津野町	長沢穴神山	7,660	0	283		旧東津野村
拡張	自動車道（改良、舗装）		津野町	東津野城川	5,000	1	1,781	○	旧東津野村
拡張	自動車道（改良）		津野町	長谷		15	219		旧東津野村
拡張	自動車道（改良）		津野町	大引割		15	197		旧東津野村
拡張	自動車道（改良）		津野町	北山矢筈		5	485		旧葉山村
拡張	自動車道（改良）		津野町	東黒川		5	9		旧葉山村
拡張	自動車道（改良）	林業専用道	津野町	馬場山		10	96		旧東津野村
拡張	自動車道（改良）		津野町	鈴ヶ森		1	150		旧東津野村（併用林道）
拡張	自動車道（改良）		津野町	横谷		1	159		旧東津野村
拡張	自動車道（改良）		津野町	大古味川向		1	45		旧東津野村
拡張	自動車道（改良）		津野町	堂の巣		1	101	○	旧東津野村
拡張	自動車道（改良）		津野町	北川西の川		1	147		旧東津野村
拡張	自動車道（改良）		津野町	船戸251		1	108		旧東津野村（併用林道）
拡張	自動車道（改良）		津野町	川ノ内西		2	73		旧葉山村

開設/ 拡張	種類	区分	市町村	路線名	舗装 延長	改良 箇所数	利用区域 面積	うち前半 5年分	備考
拡張	自動車道（改良）		四万十町	下源見		1	155		旧窪川町
拡張	自動車道（改良）		四万十町	中村・大正		2	1,966		旧大正町
拡張	自動車道（改良）		四万十町	松原中津川		2	89	○	旧大正町
拡張	自動車道（改良）		四万十町	イツカ谷		1	32		旧十和村
拡張	自動車道（改良）		四万十市	片魚四手ノ川		5	204	○	
拡張	自動車道（改良、舗装）		四万十市	奥古尾	2,942	1	550	○	
拡張	自動車道（改良、舗装）		四万十市	日見須大成川	1,400	1	1,073	○	
拡張	自動車道（改良）		黒潮町	伊与喜線		1	384	○	
拡張	自動車道（改良）		大月町	平安		1	511	○	
拡張	自動車道（改良）		三原村	タカノス		1	53	○	
拡張	計				68,916	170			
	市町村別内訳		須崎市						
			中土佐町			1			
			四万十町			6			
			梶原町		43,614	27			
			津野町		20,960	126			
			四万十市		4,342	7			
			宿毛市						
			土佐清水市						
			黒潮町			1			
			大月町			1			
			三原村			1			

参考資料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 (面積: h a 比率: %)

区分	区域面積	森林面積			森林率
	①	総数②	国有林	民有林	②÷①×100
高知県	710,228	594,252	126,369	467,883	84%
四万十川計画区総数	296,543	253,153	54,555	198,598	85%
須崎市	13,520	10,219	506	9,713	76%
中土佐町	19,321	17,302	3,417	13,885	90%
四万十町	64,228	56,050	15,989	40,061	87%
梼原町	23,645	21,460	3,329	18,131	91%
津野町	19,785	17,639	2,752	14,887	89%
四万十市	63,232	53,419	11,228	42,191	84%
宿毛市	28,614	23,800	4,836	18,964	83%
土佐清水市	26,542	22,851	6,544	16,308	86%
黒潮町	18,846	14,899	1,939	12,960	79%
大月町	10,273	8,036	913	7,123	78%
三原村	8,537	7,477	3,103	4,374	88%

- 注) 1. 区域面積は、令和8年4月1日時点の全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院)による。
2. 森林面積は民有林は令和8年度のデータ、国有林は令和7年度末のデータによる。
3. 総数は、端数処理のため内訳と一致しない。

(2) 地況

ア 気候

観測地 (観測所名)	気温(℃)					年間降水量 (mm)	最深積雪量 (cm)	主風の 方向
	最高	(最高月)	最低	(最低月)	平均(日)			
津野町 (船戸)	—	—	—	—	—	3,597	—	—
梼原町 (梼原)	35.8	8月	-6.6	1月	13.8	2,619	—	南
須崎市 (須崎)	35.2	8月	-2.9	1月	17.0	2,763	—	北西
四万十町 (窪川) (大正)	35.7 —	8月 —	-5.9 —	1月 —	15.4 —	3,090 2,899	— —	南南西 —
四万十市 (江川崎) (中村)	38.2 37.5	8月 8月	-4.4 -4.5	1月 1月	16.3 16.9	2,338 2,871	— —	北西 西北西
黒潮町 (佐賀)	35.9	8月	-2.7	1月	17.2	2,781	—	西北西
宿毛市 (宿毛)	36.5	8月	-1.6	1月	—	2,230	—	東北東
土佐清水市 (清水)	33.8	8月	-0.9	1月	18.8	2,650	—	北北東
平均	36.1		-3.7		16.5	2,784		

- 注) 1. 令和7年度末まで過去10年間の気象庁データによる。主風の方向は最多風向(16方位)とする。
2. その他は、月及び年の平均とする。

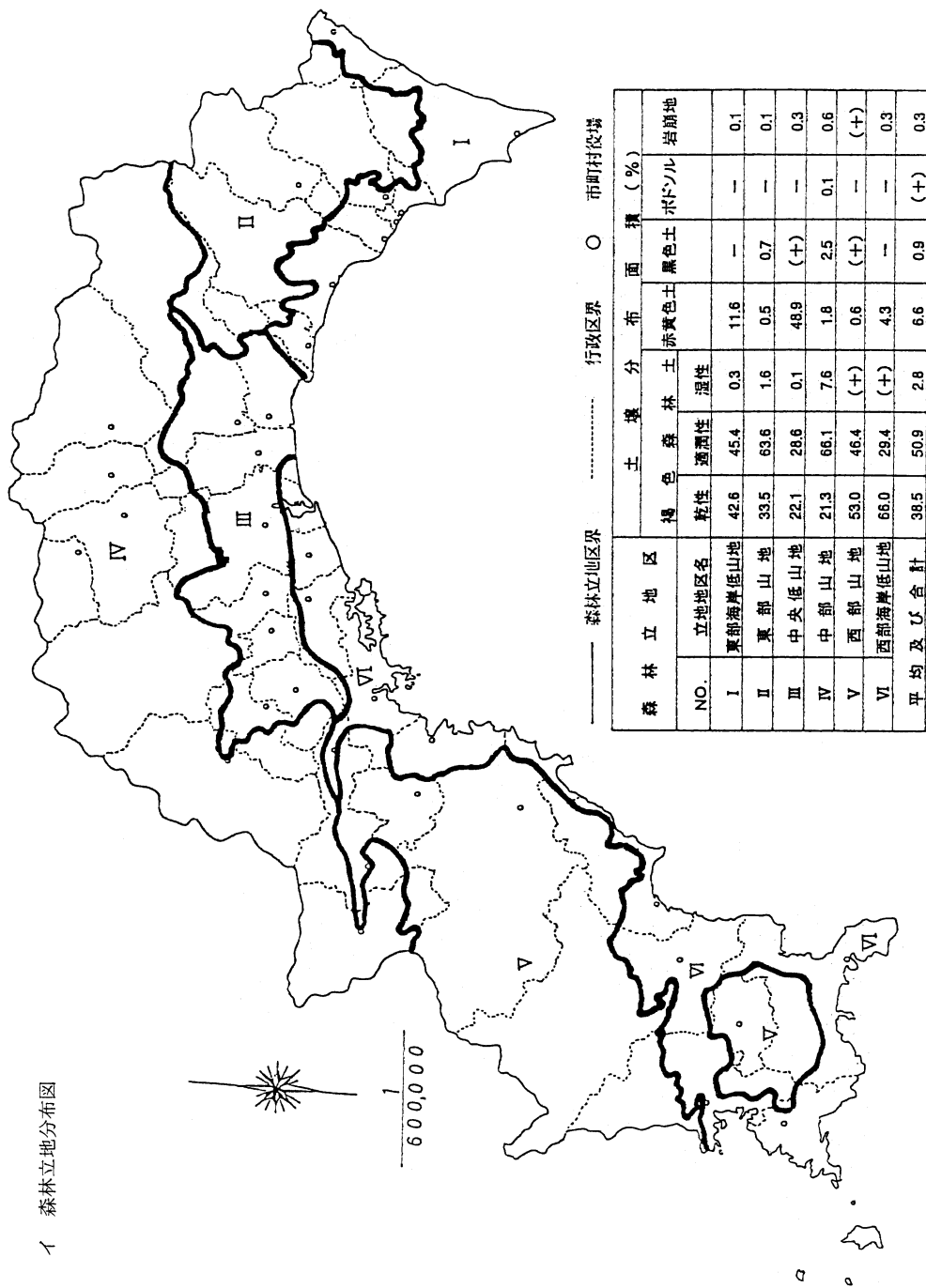
(3) 土地利用の現況

単位 (面積: h a)

区分	区域面積	森林面積	農地			その他
	総数		総数	うち田	うち畑	総数
高知県	710,228	594,252	24,760	18,400	6,360	91,216
四万十川計画区総数	296,543	253,153	9,411	7,187	2,224	33,979
須崎市	13,520	10,219	726	547	179	2,575
中土佐町	19,321	17,302	499	412	87	1,520
四万十町	64,228	56,050	2,446	2,070	376	5,732
梼原町	23,645	21,460	267	158	109	1,918
津野町	19,785	17,639	377	208	169	1,769
四万十市	63,232	53,419	2,058	1,670	388	7,755
宿毛市	28,614	23,800	1,085	843	242	3,729
土佐清水市	26,542	22,851	486	344	142	3,205
黒潮町	18,846	14,899	721	457	264	3,226
大月町	10,273	8,036	397	200	197	1,840
三原村	8,537	7,477	349	278	71	711

- 注) 1. 区域面積は、令和8年4月1日時点の全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院)による。
2. 森林面積は民有林は令和8年度のデータ、国有林は令和7年度末のデータによる。
3. 農地面積は、令和7年農林水産関係市町村別統計(農林水産省)による。
総数は端数処理のため内訳と一致しない。

イ 森林立地分布図



(4) 産業別生産額

単位 (金額: 百万円)

区分	総生産額	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		計	農業	林業	水産業		
高知県全体	2,407,441	85,292	55,194	10,629	19,469	429,879	1,865,294
四万十川計画区総数	437,793	31,754	15,677	4,576	11,501	83,686	317,448
須崎市	89,470	4,558	2,418	119	2,021	24,525	59,385
中土佐町	14,126	1,657	763	216	678	2,814	9,497
四万十町	49,103	5,461	4,494	843	124	11,029	32,063
梼原町	10,645	1,090	408	667	15	2,747	6,688
津野町	11,877	1,314	902	402	10	2,530	7,900
四万十市	117,559	3,771	2,634	922	215	12,781	99,690
宿毛市	69,622	3,089	1,160	409	1,520	12,360	53,393
土佐清水市	32,792	2,663	636	371	1,656	5,287	24,475
黒潮町	28,290	4,891	1,249	277	3,365	7,523	15,559
大月町	11,159	2,717	714	109	1,894	1,622	6,695
三原村	3,150	543	299	241	3	468	2,103

- 注) 1. 令和4年度市町村経済統計書による。
2. 総生産額は、輸入税、その他・帰属利子等の関係から、内訳と一致しない。

(5) 産業別就業者数

単位 (人)

区分	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		計	農業	林業	水産業		
高知県全体	344,704	34,801	28,867	2,590	3,344	58,334	251,569
四万十川計画区総数	63,536	10,973	7,922	947	2,104	11,269	41,294
須崎市	9,929	1,943	1,569	33	341	1,770	6,216
中土佐町	2,934	638	438	25	175	604	1,692
四万十町	8,249	2,197	1,850	314	33	1,369	4,683
梼原町	1,625	289	224	64	1	389	947
津野町	2,627	468	403	61	4	673	1,486
四万十市	16,335	1,568	1,278	220	70	2,511	12,256
宿毛市	9,047	1,276	779	89	408	1,692	6,079
土佐清水市	5,231	778	284	42	452	935	3,518
黒潮町	4,922	1,113	716	47	350	869	2,940
大月町	1,914	538	242	26	270	292	1,084
三原村	723	165	139	26	0	165	393

注) 令和2年国勢調査による。

(6) 人口増減 (R2～R7)

単位 (人)

区分	増 △ 減	R 7	R 2
高知県全体	△ 48,090	643,437	691,527
四万十川計画区総数	△ 13,741	117,304	131,045
須崎市	△ 2,280	18,310	20,590
中土佐町	△ 695	5,307	6,002
四万十町	△ 1,752	13,855	15,607
梼原町	△ 398	2,909	3,307
津野町	△ 615	4,676	5,291
四万十市	△ 2,192	30,502	32,694
宿毛市	△ 1,794	17,239	19,033
土佐清水市	△ 2,000	10,388	12,388
黒潮町	△ 1,317	8,945	10,262
大月町	△ 535	3,899	4,434
三原村	△ 163	1,274	1,437

注) 令和7年国勢調査による。

2 森林の現況

(1) 特定保安林の指定状況 該当なし

(2) 荒廃地等の面積

単位()書：箇所数 裸書被害面積：ha)

区分	山地災害危険地区					
	山腹崩壊		崩壊土砂流出		地すべり	
総数	(2,540)	7,195.0	(1,480)	800.0	(4)	293.0
須崎市	(178)	706.0	(53)	21.8	-	-
中土佐町	(205)	582.0	(133)	64.1	-	-
四万十町	(426)	1,052.0	(374)	214.1	-	-
梶原町	(234)	630.0	(158)	140.9	(4)	293.0
津野町	(240)	574.0	(183)	116.6	-	-
四万十市	(588)	1,820.0	(238)	114.7	-	-
宿毛市	(217)	660.0	(145)	51.7	-	-
土佐清水市	(125)	355.0	(76)	26.7	-	-
黒潮町	(183)	424.0	(59)	27.9	-	-
大月町	(58)	187.0	(19)	11.5	-	-
三原村	(86)	205.0	(42)	9.9	-	-

注) 治山林道課資料による。

(3) 森林の被害

単位(面積：ha)

被害の種類	火災			松くい虫			カシノナガキクイムシ			野ウサギ			シカ		
	5	6	7	5	6	7	5	6	7	5	6	7	5	6	7
総数	0.32		1.09	15.24	15.62	17.22	2.94	0.07	8.14			2.10	0.48	0.55	5.35
須崎市								0.07	8.00						
中土佐町															
四万十町	0.32					1.71	2.02								
梶原町															
津野町															
四万十市											0.10				1.80
宿毛市													0.48	0.55	0.05
土佐清水市				0.24	0.24		0.02		0.14						
黒潮町			1.09	15.00	15.38	15.51	0.90								
大月町															0.50
三原村											2.00				3.00

注) 木材増産推進課資料による。

3 林業の動向

(1) 保有山林面積規模別経営体数

単位：経営体

市区町村名	計	保有山林 なし	1～3 ha 未 満	3～5 ha 未 満	5～10ha 未 満	10～50ha 未 満	50ha 以上
須崎市	5	0	0	0	1	3	1
中土佐町	66	0	0	15	21	19	11
四万十町	49	5	2	2	10	22	8
梶原町	57	1	0	4	7	34	11
津野町	57	0	1	7	14	26	9
四万十市	38	2	1	4	4	20	7
宿毛市	13	0	0	0	0	5	8
土佐清水市	3	0	0	0	0	2	1
黒潮町	3	0	0	0	0	2	1
大月町	4	0	0	2	1	1	0
三原村	21	1	1	2	6	9	2
四万十川計画区計	316	9	5	36	64	143	59

注) 2025年農林業センサス結果による。

(2) 森林経営計画の認定状況

単位：h a

区分	総数		公有林		私有林		備考
	人数	面積	人数	面積	人数	面積	
総数	130	23,902.29	33	3,636.25	115	20,266.04	
須崎市	4	1,203.33	0	0.00	4	1,203.33	
中土佐町	15	3,157.14	2	146.50	13	3,010.64	
四万十町	26	2,427.80	12	597.57	23	1,830.23	
梶原町	7	3,511.45	2	1,630.24	6	1,881.21	
津野町	7	7,403.14	0	0.00	7	7,403.14	
四万十市	20	1,788.94	12	835.63	15	953.31	
宿毛市	14	827.98	2	201.66	12	626.32	
土佐清水市	19	1,315.54	2	201.85	17	1,113.69	
黒潮町	4	293.40	1	22.80	4	270.60	
大月町	12	1,818.52	0	0.00	12	1,818.52	
三原村	2	155.05	0	0.00	2	155.05	

注) 森づくり推進課資料(令和7年3月31日時点)による。

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

単位：面積 h a

市区町村名	経営管理権		経営管理実施権		備考
	件数	面積	件数	面積	
総数	-	-	-	-	
須崎市	-	-	-	-	
中土佐町	-	-	-	-	
四万十町	-	-	-	-	
梶原町	-	-	-	-	
津野町	-	-	-	-	
四万十市	-	-	-	-	
宿毛市	-	-	-	-	
土佐清水市	-	-	-	-	
黒潮町	-	-	-	-	
大月町	-	-	-	-	
三原村	-	-	-	-	

注) 森づくり推進課資料(令和7年3月31日時点)による。

4 前期計画の実行状況

(1) 採立木材積及び間伐立木材積

単位 (材積：千m3, 実行歩合：%)

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総数	1,045	1,718	2,763	860	957	1,816	82	56	66

(2) 間伐面積

単位 (面積：ha, 実行歩合：%)

うち間伐面積		
計画	実行	実行歩合
12,079	7,687	64

(3) 人工造林・天然更新別面積

単位 (面積：ha, 実行歩合：%)

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
2,310	2,047	89	1457	644	44	853	1,403	164

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 (延長: km, 実行歩合: %)

区分	開設延長			拡張箇所		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
基幹路網	22.3	1.2	5	7.0	8.5	121
うち林業専用道	17.6	0.7	4	—	—	—

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

単位 (面積: ha, 実行歩合: %)

種類	指定			解除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
水源かん養保安林	550	519	94	—	10	—
土砂流出防備保安林	1,000	399	40	—	2	—
計	1,550	918	59	—	12	—

イ 保安施設地区の指定

該当なし

ウ 治山事業の数量

単位 (地区数: 地区, 実行歩合: %)

種類	計画	実行	実行歩合(%)
保全施設	136	22	16

(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積

ア 計画と実行状況

該当なし

5 林地の異動状況 (森林計画の対象森林)

(1) 森林より森林以外への異動

単位 (面積: ha)

農用地	ゴルフ場 レジャー 施設用地	住宅、別荘、工場等 建設敷地及びその他 の付帯施設	採石採土地	その他	合計
0	0.00	2.73	4.08	148.17	154.98

注) 前計画の前半5ヶ年に対応する異動面積で、農用地は、田、畑、樹園地。

(2) 森林以外より森林への異動

単位 (面積: ha)

原野	農用地	その他	合計
4.56	0.00	61.10	65.66

注) 前計画の前半5ヶ年に対応する異動面積。

6 その他

(1) 持続的伐採可能量

第1表 主伐(皆伐)上限量の目安(年間) 材積: 千m³

主伐(皆伐)上限量の目安
361

第2表 持続的伐採可能量(年間) 単位 再造林率: % 材積: 千m³

再造林率	持続的伐採可能量
100	361
90	325
80	289
70	253
60	217
50	180
40	144
30	108
20	72
10	36

注) 材積は伐採立木材積であり、素材換算材積ではない。